

「起業セミナー及び個別相談会」
企画提案コンペ実施要領

1 趣 旨

地域の起業・創業の活性化を図るため、中播磨地域の都市部や農村部で起業を検討している人や中播磨地域に仕事の拠点を移したい人などを対象に、創業の心構えや事業計画、マーケティング、財務等のポイントなどを学ぶセミナーを開催するとともに、個別相談会を開催する。そのため、起業セミナー及び個別相談会を受託する者を企画提案コンペにより決定することとし、応募に関して必要な事項を以下のとおり定める。

2 事業概要

- (1) 事業内容 起業セミナー及び個別相談会の企画・提案及び実施
- (2) 実施主体 兵庫県中播磨県民センター（以下「県民センター」という）
- (3) 委託金額 金 400,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 事業期間 契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日（火）まで
- (5) 事業内容 別添仕様書のとおり

3 応募資格

- (1) 企画提案コンペに参加できる者は、兵庫県内に主たる事業所等を有する民間企業、NPO 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であり、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。
 - ① 中播磨地域（姫路市、福崎町、市川町、神崎町）の経済情勢に精通し、起業支援の実績があること。
 - ② 事業の実施にあたり、当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
 - ③ 県民センターとの打合せや問合せ等に適切に対応できること。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 応募の日において、兵庫県の入札参加資格制限基準（指名停止、資格停止）に該当する者
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中、または更生手続中である者
 - ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中、または再生手続中である者
 - ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

4 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

公募型企画提案コンペ実施公告	令和 4 年 8 月 25 日（木）
質問受付期限	令和 4 年 9 月 2 日（金）17 時まで
提案書類提出期限	令和 4 年 9 月 9 日（金）17 時まで
プレゼンテーション審査	令和 4 年 9 月中旬～下旬予定

5 提案書類について

(1) 受付期間

令和4年8月25日(木)～令和4年9月9日(金)17時必着

*土日、祝日を除く平日9時から17時まで

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター県民交流室県民課(以下「事務局」という。)

(3) 提出方法

事務局に持参または郵送すること。

なお、受付時間は各日とも9時から17時まで(12時から13時までを除く)とする。郵送による場合は、事前に電話等により事務局に連絡したうえで、令和4年9月9日(金)17時までに事務局に到着するように提出すること。

(4) 提出書類

- ① 企画提案応募申請書(様式1)
- ② 資格調書(様式2)
- ③ 提案書(様式3)
- ④ 業務実施体制(様式4)
- ⑤ 誓約書(様式5、6)
- ⑥ 見積書及び経費内訳(様式任意、原則としてA4版)
- ⑦ その他添付書類

ア 定款若しくは寄附行為及び登記証明書、又はこれらに準ずる書類の写し

イ 直近の決算書類(事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び損益計算書等)の写し

ウ 令和4年度事業活動の概要及び収支予算関係書類

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類(提出の日において発行から3か月以内のもの)

(ア) 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管: 税務署(納税証明書その3の2、もしくは、その3の3)

(イ) 全ての県税に滞納のない証明

地方税(都道府県)所管: 兵庫県内県税事務所(「納税証明書(3)」)

※兵庫県の入札参加資格名簿に登録がある場合は提出不要

(5) 注意事項

- ① 提案書の作成及び提出等、企画提案コンペにかかる一切の費用は、応募者負担とする。
- ② 提出された書類は審査のためのみに使用し、理由の如何を問わず返却しない。

6 対象事業(受託事業者等)の選定

(1) 選定方法

- ① 提出書類をもとに、必要に応じて事務局が参加資格の確認を行い、これを通過した者のみ、後日有識者等による企画提案コンペ審査会において内容を審査する。
- ② 審査は、提出された企画提案書等により審査し、以下の評価基準により審査会構成員全員が個別に採点し、その合計点の最も高い企画を採用する。同順位の企画が2つ以上ある場合は、委員長が指示する企画を採用する。

【審査基準】

ア 事業適合性 イ 事業効果性 ウ 企画性 エ 実効性 オ 経済合理性 等

(2) 審査日程

企画提案コンペ審査会におけるプレゼンテーションは、令和4年9月中旬から下旬

に県民センターにおいて実施予定であり、時間等詳細については、後日、提案者へ連絡する。

(3) 決定方法

審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に決定する。

(4) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず、審査会終了後7日以内に、事務局から応募者に対して文書により通知する。

(5) 審査対象からの除外（失格事由）

- ① 「3 応募資格」に該当しない場合
- ② 要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと

(6) その他

- ① 必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や書類の提出、ヒアリング等を行う場合がある。
- ② プレゼンテーションは非公開とする。

7 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は採択を取り消す場合がある。

8 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務、事業の進行管理は、事務局で行う。
- (2) 県民センターは、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

9 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、県民センターは契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、県民センターは損害賠償又は違約金を求める場合がある。

10 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、県民センターが検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。ただし、本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は前金払いを請求することができる。

11 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 受託者は、本事業が県民センターとの委託契約に基づく事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (2) 実施にあたっては、本事業に係る総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類を整備するとともに、事業者等が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

- (3) 事業者等は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。
- (4) 本事業については、事業終了後も含めて、県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるため、事業者等は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (5) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。
- (6) 委託事業により収入が発生した場合は、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額について返還するものとする。
- (7) 受託者は、委託事務の処理を第三者に委託し、または、請け負わせてはならない。ただし、県民センターの承諾を得た場合を除く。

12 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、次の方法により受け付ける。

- (1) 受付期間
令和4年8月25日（木）～令和4年9月2日（金）17時まで
- (2) 質問方法
「(様式) 質問票」を作成し、電子メール又はFAXにより提出。なお、電子メール又はFAXを送付したときは、電話などにより到着を確認すること。
- (3) 提出先
兵庫県中播磨県民センター県民交流室県民課
TEL：079-281-6023 FAX：079-281-3015 担当：西本
E-mail：Yoshimi_Nishimoto@pref.hyogo.lg.jp
- (4) 回答方法
原則、質問者に回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、中播磨県民センターのホームページに回答の内容を掲載する。
- (5) その他
 - ① 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。
 - ② 電子メールのタイトルに「【質問】起業セミナーおよび個別相談会企画提案」と明記すること。

13 問合せ先、書類提出先

兵庫県中播磨県民センター県民交流室県民課 担当：榎戸、西本
〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-98 兵庫県姫路総合庁舎2F
TEL079-281-9196、079-281-6023
FAX079-281-3015